

神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 神崎郡ごみ処理施設整備基本計画(以下「施設整備基本計画」という。)を策定するため、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を中播北部行政事務組合管理者(以下「管理者」という。)に提言する。

- (1) 施設整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他施設整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置くものとし、委員の中から互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員会を初めて招集するときは管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて会議に関係職員等を出席させ説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席者の過半数が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

2 その他委員会の公開に関する事及び傍聴に関する手続き等については、管理者が別に定める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員及び委員以外の者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報を漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、中播北部行政事務組合に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。